

箕面市広告入り窓口封筒の取扱いに関する要領

制定 平成18年4月1日

改正 平成24年4月9日

改正 平成26年4月1日

改正 平成30年3月14日

改正 令和6年4月2日

(趣旨)

第1条 この要領は、箕面市広告事業実施要綱（平成18年箕面市訓令第2号。以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、来庁者が証明書を持ち帰るための広告入り窓口封筒（以下「封筒」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 封筒に掲載する広告の内容は、要綱第3条各号のいずれも該当しないものとする。

(広告料)

第3条 広告料は、広告代理店（封筒に掲載する広告主を募集し、封筒を作成して市に納品する者をいう。以下同じ。）が封筒の作成等に要する経費に充てるものとする。

2 広告代理店は、封筒の納品に際し、市に一切の費用を請求しないものとする。

(広告の規格)

第4条 封筒の大きさは、日本産業規格（JIS）角形6号及び角形2号とする。

2 広告の範囲は、封筒の表面積及び裏面積のそれぞれ35%未満とする。

3 前2項に定めるもののほか、広告の掲載位置、色、形状等に関する詳細は、市と広告代理店が協議の上、決定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、5年の範囲内において募集要項で定める。

(広告代理店の募集及び選定方法)

第6条 広告代理店の募集は、市ホームページにより行う。

2 広告代理店から応募があったときは、担当部局の職員で提案内容を総合的に比較して審査し、選定するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めのない事項については、市民部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月 日から施行する。